

令和3年度予算見積調書

課室名: 金融課
担当名: 企画・制度融資担当
内線: 3803

(単位: 千円)

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B60	中小企業制度融資損失補償費	一般会計	商工費	商工業費	金融対策費	中小企業制度融資事業費
事業期間	昭和47年度～ 令和21年度	根拠法	なし	宣言項目	08 稼ぐ力の向上	SDGsゴール 8
				分野施策	040832 変化に向き合う中小企業と小規模事業者の支援	SDGsターゲット 8-3

1 事業概要

中小企業者に対する県制度融資は、金融機関からの融資に埼玉県信用保証協会の保証を付するものである。融資を受けた中小企業者が返済不能となった場合、信用保証協会は債務保証契約に基づき金融機関に対して代位弁済を行うため、損失を被る。

そこで、リスクの高い資金について県がその損失の一部を補償することで信用保証をつけやすくし、中小企業者の金融の円滑化を図る。

(1) 中小企業制度融資損失補償費 651,168千円

2 事業主体及び負担区分 (県10/10)

3 地方財政措置の状況

普通交付税措置
(区分) 商工行政費 (細目) 中小企業振興指導費
(細節) 中小企業金融対策費

4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.5人=14,250千円

5 事業説明

(1) 事業内容

損失補償契約に基づき、県が埼玉県信用保証協会の損失の一部を補償する。
損失補償額: 651,168千円

(2) 事業計画

令和2年度において埼玉県信用保証協会が代位弁済した案件について、損失補償契約に基づき損失補償を行う。

(3) 事業効果

県が埼玉県信用保証協会の損失を一部補償することにより、中小企業者の金融の円滑化を図ることができる。

(4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況

金融機関と埼玉県信用保証協会との連携により、代位弁済の抑制を図っている。

予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
決定額	651,168						651,168	200,863
前年額	450,305						450,305	